

(支給対象)

第3条 退職金の支給を受ける者は、就業規則第3条第1項に規定する社員とする。

(退職金の支給制限) 第4条 社員が次の各号の一に該当する場合には、退職金は支給しない。(1) 懲戒免職の処分を受けたとき (2) 禁固以上の刑に処せられ、退職し、または解雇されたとき 2 社員が退職し、または解雇された場合において、在職中の職務に関し、懲戒免職を受け る事由に該当する事実が明らかになったときは、既に支給した退職金を返還させ、または 退職金を支給しないことができる。

(支給範囲)

第8条 退職金の支給は勤続1年以上の社員が退職したときに支給する。ただし、第13条 適用者は、勤続3年以上とする